

包括的地域連携に関する協定書

越前市（以下「甲」という。）と越前市内の郵便局（以下「乙」という。）は、地域の発展を目的に、「ひとづくり、ものづくり、まちづくり」の分野において長期的視点に立ち、相互の資源を有効に活用し、綿密な相互連携と協働による活動を推進し、地域の課題解決を図るため、次のとおり包括的地域連携に関する協定を締結する。

第1条 連携の項目は次のとおりとし、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

- (1) 安心・安全な暮らしの実現
- (2) 産業・商業振興による地域経済の活性化
- (3) まちづくりと定住化の推進
- (4) 子育て支援と次世代の人材育成
- (5) その他、目的を達成するために必要な事項

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

第2条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

第3条 乙は、前項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

第4条 本協定の有効期限は、締結署名の日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1箇月前までに、いずれからも異議の申し立てがない場合は、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

第5条 本協定に基づく活動において、相手から知り得た秘密事項について、協定期間中、協定期間終了後を問わず、第三者に対し開示、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手側の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

第6条 協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年8月20日

甲 越前市府中一丁目13番7号
越前市長

乙 越前市内の郵便局代表
越前市中央一丁目10番30号
武生郵便局長